

算法地方大成

租稅之部

三

天正  
7卷3  
1.045  
2





7 3  
門  
種  
卷



算法地方大成卷之三

東都

秋田十七郎義一編

○出目米延米延大臣延其綿の事

一 國東の出目米を延るは但私領と格別なり 本石斗立あき  
遠國の出目を延るは私領上地等其外も延るより  
の引付あり出目を延るは延るもあり 負敷の區々あり 羽州小  
本途米を石小斗斗の出目あり 奥州石川郡を本途  
見取米とも延る石小斗斗田村郡の本途并に米へも延る石小  
斗斗の出目を延る 白川郡の本途見取三斗六升小斗斗の出

算法地方大成

卷三

六十









毛作の場不実入より粗は皮落く肥満して六合又より  
 七合余も搦又兼田或は深田水層場不為水冠の稻杯ハ出  
 未形ハ宜敷見ゆれど粗の皮玉て厚く米殺青米多多く  
 二に合ありてハ搦ざるそのをりむ年の豊凶もよる事あり其の  
 甲乙を平均して六合搦の定法ハ上下小損失ある良法あり又  
 甲州ハ土地の若急搦別小遠小村方多く粗搦小多少あり  
 二に合位より六合口又小搦まで依り其村限小粗搦の定めあり  
 て捨見取付の若此定法と凡世上並平均六合搦してハ百姓損  
 益多き由急六合搦を以ひぞ

一 上州緑野郡村等の内小延大豆延玄綿とい小納物あり是ハ  
 松領の若大豆玄綿を納め上小延を取立し而今ハ大豆

玄綿ハ物成諸みく言小結ハ延の分ハ小物成の括み成外物  
 ありて納む延大豆ハ元大豆を升小を合式ハ不才延玄綿ハ元玄綿  
 而目小を同又拾之八分三厘又毛宛金納小成元大豆元玄綿ハ  
 負敷のみもて納みハあり

○ 欠米込米の事

一 欠米といハ遠國よりの廻米海上達小運送する由急場而小  
 より年を越く江戸着此と此ハ穀日改風に當り蕙米等出米  
 或ハ海子米杯みて欠減ト納の若儀入不足に依て是儀ハ升之升  
 宛の積み納米の外に勝子次第積米言不近米定法立  
 本米石小欠米三升宛の勘定も納米同扱小運状に書  
 載積廻しお揚りし米肉搦改め負を入是内実の若急を



改め四一不足の儀ハ、納海の上欠米納する分取入（建）切  
 手をして上米の者此方へ引取納宿引受賣拂納入用清帳へ  
 納の儀の終入用を去化書裁勘定し、一収新毎支配所へも  
 出以近年ハ右清帳の面板札に書ある一村々名主門口以年  
 貢を札同根不屋をなり今ハ欠米余計ハ積来り百姓勝手  
 次第ハ取斗ハ率あつたり  
 一込米といハ儀入の外ハ升々余計ハ入るを以たるとハ三斗  
 七升入の納廻一の儀三斗六升ハ通例に在り七升目ハ盛  
 本升あけまは合欠ハ立あり欠米ハ敷納儀敷へけり別  
 帳ハ納むるとも兼て去儀に升々余計ハ入る是ハ升  
 目勘定の外あり何斗入ても皆同ト

諸運上の事

一酒樽ハ前より引付を以て株此を多引渡の儀引渡ハなる  
 事あり酒樽讓渡ハ一國一領の内ハ格別代國代領へ讓渡す  
 るおなりの儀保兼中州ハ道酒運上免許あり密  
 時ハ金運上あり余國ハ前々の通り酒取銀納する所あり  
 たと一當時造酒の儀も村收あり小物米  
 同根ハ取銀納する所あり関東よても私領杯ハ前酒  
 荷ハ金又ハ眞加杯と唱一造酒屋より納する所あり  
 一強取といハ上代法令定むる以て百姓の住居も取と極ら  
 来貢ハ取次第ハ取銀納する所あり株取と名付百姓取の株取（是て  
 取の多百姓難儀ハ思ハ敷軒持取ハ長屋と依り一株の内を



我軒ふも仕切て住ひき水舟分の役を勤む依る棟板を止て  
門板と名付出入の門板へそく板を雨立る又百姓門板を  
厭ひ門を塞ぎ持お小一門のまより敷軒出入りき水舟の  
役を勤むるゆゑ又門板を廢し竈の敷小をけ板を雨立る  
是を種板と名付種板の種金を取る自在種板の事なりと云  
傳ふ今も越前こゝろに小物成の名目小持りて有より其外小  
船小おん稀小おん赤水舟より種板何種と平均小取集村入用よ  
き小もあり是ハ持言小抱らおん種板並入舎よ小肉のおん草  
等刈取ゆ多ありすこおん堤切取の水留或ハ猪麻持等此おん人  
多く入時持言小抱らおん種板多ありき人づ出入事あり  
是も種板といふあり

一 分一金といふ漁獲或は高賣物賣言の分一金銀買加と  
して上納するといふ分一の多少ハ其お小より不同あり  
一 鰯獲ハ海中の大獲あり鰯細引上たるとき獵師とおん十集  
商人おん看と又十集と唱小依て魚并其濱の役人立會引上り  
鰯を何百何拾益ととなり其月此水名相場小依て代金を種り  
其代金二十分一を運上り浦方支配又ハ領主此板へ取立る  
あり但し中村橋小盛田益をき益と唱小いき益を代金何種と  
お場と極是を名お場といふ種く魚類の相場と水名  
お場といふなり  
一 鯨獲ハ鰯同板の大獲なり突鯨分一と名お場あり  
二十分一の運上突鯨といふ森めて突留たるといふ鯨を突道具  
六十四



一 神鯨獵ハ場ヲ極リ鯨突の路ありて定式小鯨獵  
 分一其外獵法あり常小鯨獵なき濱方より稀小  
 仲令小鯨見ざる時ハ獵師ども寄集り各台の道具を足  
 媛ハ森小志つひ早船みて乗出シ突留る事あり其  
 時ハ余獵と遠ハ不遠村役人へ達シ支碁領主地頭及  
 人へ届見分を傳進村へ入れ申觸落れの上排ふり  
 札車殿の内二十分一運上差出さるる  
 一 寄鯨といハ森小志痛式ハ死する鯨漂流し自旋と家小  
 寄たるを濱へ引上筋條の趣小進進し入れの上排ふ  
 あり代金三分一支碁領主地頭へ取立三分二ハ寄たる村  
 方の不得と凡

一 流鯨といハ沖小漂流する鯨を見付早速大勢早船を出シ  
 聚留濱へ引付取揚たるを流鯨といハ代金十分一上納余ハ其  
 村方割賦しす事あり  
 一 切鯨といハ沖小漂流する鯨ハ見付るまで磯へ引寄る人数船  
 杯急小様多付令する其内ハ遠沖へ流ゆ子に及がさゆ急  
 獵師ども早船を出シ子に大庖丁を以テ鯨の上小系  
 移り切取を切鯨といハ切る肉次第小遠沖へ流ゆ浪風わく  
 切取乗もありがくたるを記ハ森右切取たる鯨を集め商人  
 立會入れしし買取落れ札車殿二十分一上納其餘ハ切取たる  
 獵師ども所得と凡但し私領入會の場ハ言割小枝し相  
 當の一分一令とまとの取取上納するあり



一 市賣を一金といふは市場にて高賣物の賣るに應じ二十分一或ハ  
 二十分一其市場帯に仕来を以て取立る事あり又賣言不拘は  
 賣言の殺小意に取立る事もありて一和不同なり

一 請込を一金といふは百姓持込大木等あり持主村方より自由ハ  
 伐採する事ありは領主地頭へ取の上伐する由多其真加として  
 伐本の肉何十分一上納しはあり是等を債込一分といふあり

一 債運上真加永ハ村方の助成人と渡世のた免相持高賣漁獵  
 或ハ水車等の形を外何あるても債負人等ありて年季を  
 限る事ある應じ運上又ハ真加米永を納すハ諸藏人其藏  
 勤も内取金等出を額あり運上といふも真加永といふも同格  
 たりといふども為取取極するものも運上と唱又上へ取

たる事も免真加のた免米金何種上納仕る層一杯中殺ハ真加  
 米永と唱少一の意味遠くといふも一辨ハ同格あり何運と  
 唱ても宜しき事あり候そ外ハ運上といふ唱へぐき不もあり

其込ハ何成とも取込も成取新規ハ取込時々真加金何種  
 納登一杯ハ運上といふはいひがさし運上真加米永取金  
 等の殺年季等の名何れも取帳外書ハ記込分一金ハ漁獵  
 あど取立賣言二十分一或ハ十分一其外市場法を賣言二十分一  
 二十分一あど高賣の取ふよりあり請込材木伐出するの分一本  
 あり何れも分一金ハ取込載せ居む分一の取ふより取  
 より小物成の名目有るは取帳上記込

一 除時物といふは新田開發地代金又ハ材木往還並木立



括代令岡所との杯何尔不限は掛物等の類は札桐繩引儀納るもありり此の品も其年限り際時納る類は帳小載せ以て立るを際時物と唱るあり

一 水車運上といひ水車新規形出取立る時ハ水筋の上下ハ勿論其村隣村等足障の有無は札の上故障なきは札付一厘一毛運上買加永ハ其村又ハ隣村類例もあるべし是車の大小により雑敷の多少あり凡て七八尺位の水車運上ハ永二百文より或百六十文位位九尺より是丈を或尺及小車ハ永三百六十文位より四百文位又極の多少により一板ありは

一 市場運上といひ市場兩住方より宣り形規の市場形ひ出るとも容易に免るは市場もて種々の雑物商賣するものもあり穀物

或ハ縮綿糸類の市もありまた馬市膏市菜煙草市あり其外寄寄の勝手宣り古來より其品其不あり商賣は遠方より其市を心を来るゆゑ其不仕ありあり市場運上ハ市立町長程により運上の多少もありて同類ハ極かこゝ又商賣物見世役とて見世くによりり立るハ市毎ハ不同あり市場運上極り其要より納る運上ハ市の繁昌不繁昌ハ拘らば小物成名目の格不成り年々不同あり納むるれども古ハ市立たる町場あても漸く衰微して近年止たる場不済免れ小なる吟味の上市場運上免除中付る事もあり依て市場運上の定納ハ小物成を定むる一先ハ浮役の類あり



一 小獵運上の鯨鰯等の大獵と遠ひ定法なり 鯨鰯鯉鱒  
 鯉射鱸鰯等の釣磯長繩打網海川の法獵其不徒負人等  
 ありて年季を限引請乞より是までと場而を極一ヶ年に何程  
 の運上差中一小漁物の賣上獵解ともより取立友有那  
 ときハ吟味の上運上言極るもあり又國所によりてハ小獵も賣  
 お場めて分一取立るもあり國々の仕来りありて運上分一等の  
 取立方一極ありは

一 築運上の大川筋鮠鯉等其川の魚を取獵小築といひて川を  
 石積めて激切魚道を一而小法が免そ而も舟簀を高く  
 簀の上へ魚を運上るやう小築する物あり山川小多一汝の  
 引ある大川小ハ成がさし大川の築ハ簀も大舟を用ふ

敷も廣くしすあり又船通行の川あれば片方に寄通船の  
 口をゆけ船通路差支あき拓かれ築場も古来より場不  
 定り形規よるなる事容易にならば運上の築此大小  
 小随ひ多あり古年季もありま村持の築も有り請負  
 人あるもあり又前より持主極りたる築もあり何れも築仕  
 立る者より運上差出以又子細あまて築をさる年ハ運上差  
 許以まも年季を限り請負人あるハ差許され  
 一 池運上といハ池の中蘆草を取り又ハ漁獵もいし其池一  
 園小支配いしを運上や付る大概池取回積あまども池取ハ  
 定納小物成りて村取納む池運上ハ持主あるや又ハ請負人  
 ありて浮取の取あり池取といはけ遠くあり



一 鳥札運上といふ鳥取郡回船熱北田方あり付寄るの付所  
 て鳥取のこゝに寄る者あるときハそ取所より焼平本札  
 を渡してそ取所何れと應下たる運上を付るに札を下居村ハ  
 勿論化村も一領の内ハ心次第小教生いゝに云鳥札運  
 上ハ彌師ハ札渡を以て多浮取あり

一 言細取ハ冬春の内鴨小鴨の取を有る魯運上ハ夏秋鴨を  
 有る運上あり本取も勢州長崎本田羽田附小多一化領  
 入會の場所ハ双方取人立會ハ札付言刻を以て運上言  
 極あり然余國ハも此取ある極一

一 鉄炮運上ハ畜類威一鉄炮殺生筒本取の運上あり威一筒ハ  
 猪鹿猿兔の取作毛を荒さ小付五ありみく威斗小打

も多運上といふ及されども鉄炮獵小ありさるため小村取に少運  
 上出さするありむ運上あきもあり彌師筒ハ世の欠免備り  
 交る依て彌師もより運上を納さするあり但一威筒より格別  
 余斗納む鉄炮ハ決定法ありて證文差出ー獲物亦筒書付  
 等差出は関東ハ利一て嚴重めて彌師もに季打二季打の  
 差別あり村ハ取規ハ取ひ出るとも貸渡さる事あり

一 同屋運上ハ湊河原場町等の穀同屋絹同屋着同屋紙同屋  
 そ外諸同屋よりの運上ありむ同屋株取規ハ取出ること  
 容易ハ免許あり

一 油取運上ハ油絞を渡せいゝ以者の油取走取小付何れと運上  
 を納むむ酒をと遠ひ株みくハあり



一 習油を眞加永に造醬油をより納る眞加永なり但し  
 而小より眞加永銀を納るもありむ醬油を産と株といふ  
 小ハ多々れども仲留高小形彩規小始る小ハ其所の仲留熟  
 後の上秋ひひする時ハ吟味の上故疎をけ免許なり  
 一 質を眞加ハ質を株ありて仲留小以率立並眞加永運上  
 近年始る間により眞加永運上も亦く仲留以率も亦く勝手  
 次才小質物取る亦くあり在り村方等の小質をハ形も亦く眞  
 加永等の沙法も亦く勝手次才の所も亦く其所の位来ハ格  
 別たも亦き町場等質高賣ハ形出る小以率亦く率あり  
 一 砥石山運上ハ青砥草砥上州砥鳴海名倉荒砥等ありあり  
 其外國にありいづれも請負人ありて率を限り運上

眞加銀を納め砥石切出は砥石小限ら其弟の石あり  
 も山を見立相形ひ運上眞加永納め請負あり切出は率  
 あり  
 一 金銀銅鉄砒山時をん流茨山運上の形山を見立稼交育  
 形ハ率を限り請負あり切出は砥石杯と遠ハ格別の  
 國益大造ある請負も各領主地頭の一子限り小ハ成り  
 一 何海の上運上眞加永等上納む其國の領主地頭ハ一  
 一 率も亦るより又國主の領分右款ハ山産右より有来り  
 國主持小成たる所もあり  
 一 帆別運上ハ廻船の運上あり帆の負敷小をけ運上納む大坂  
 一 堺其外離月等の俵とを敷て離月といふ廻船ハ多の運上指



出以遠國も同様あり新小松造りたる時ハ村役人へお届支  
 配地既へ新出船收帳小記一支配地既より焼印し一相  
 後以方角船ハ勿論玉との廻船もその江戸大坂へ廻船ハ  
 廻船方取西の焼印を請る事あり  
 一 川船收ハ言渡平結持何なり丁あたり船寄川筋まで荷物  
 積船取て收帳お納む江戸船并國々の船あても江戸へ  
 廻船船ハ川船收西へ運上差出焼印を請る江戸へ廻船  
 さら船ハ川船收西の焼印ハ徳川支配地既の焼印積る  
 ありしりとも收帳お納む川船收西へ運上出以船あても  
 支配地既へ收帳出さす所もあり國々廻船あても多少の遠  
 あり

一 小松收ハ漁船作船寄荷物積る船の收帳なり所により  
 不同あり  
 一 室屋收ハ藁屋の運上あり軒何種と極ありむ藁商賣  
 相止室潰と凡ハ收帳差許以  
 一 炭竈收ハ炭を焼出以竈の収あり竈をツ小運上何れも  
 極納むるあり  
 一 大工收ハ大工の收帳あり職の上中下によりて收帳多少ありむ  
 下の大工上登し中ぬも上中ぬありなり大工仲間を村役人吟味  
 して上中下に分る私領ありハ収大工として城普請或ハ陣屋  
 普請等小日敷を定め俵巻ハ收帳取立る所もありすこ  
 前より收帳お納む勝手次第ハ大工職しり所も有り國々



の仕来り區あり

一 桶屋敷ハ大上及日枕等れども穢の上中下若別なく其人ハ

何程と極め納むるなり但一春屋の桶敷を収小勅る所もあり

一 石屋敷ハ石屋の収積あり但一上方筋無伊豆國杯小多

其外遠國小ても所々一石切出以場所ハ其村収めて納るもあり

石工入敷極り納るもありむ材々少く石工等ハ収積算加

永留ちるきもあり

一 緝屋敷ハ上方國東とも藍瓶小を収積及出以又藍瓶

及とも小國により藍作り出以場所ハ百姓結く藍瓶を拵り

深小い一後世小い一と糸とも百姓より藍瓶収積納む

るもあり

○ 定免の事

一 定免ハ享保年中より始り拾見取ハ其年限り不取箇付をい

す若過て其年少の見込遠ひありとてまの末年

いり増減の仕りもあへ一 定免ハ年季を限り定るゆゑ

其年季中ハ増減あが一 猪吟味の上勘辨りて

先定免形出村の十ヶ年あひハ十は五ヶ年来の免を平均

た之ハ平均免取小高りそ村方根取免其外土地の若急

助成縁の若急等を棄一考合せ十ヶ年平均免小何程

の増一免あるひハ十ヶ年平均免小何程の増一免と分量

して定免を中付べ一 平均免一増免一々定免に中

付る子細ハ拾見取ハ拾見の若送り迎ひの人馬下見内改



の隙費へ帳面仕立物入等の法失却をり其う人檢見 海  
 さり内ハ豫止中付慢又刈上る事を禁は定免の場ハ  
 檢見おきゆ右やりの後入用も罷り後且刈取も心停ふ  
 いこ一百姓の勝手格別軍一依て定免小形ひ出るものなり  
 諸入用小おきの場一免ハ勘辨の上中付金き事あり  
 一 定免吟味の原取箇見込ハ其村山稼漁獵等あるやま  
 前より運上金あても納束るやたとひ運上ハ引付を以てか  
 上納仕束ともお金の義も一辨村方の後小お成るや其後  
 と吟味とごげ手扱あきやう取箇小見込場一免中付一  
 とも漁獵山稼とも其商人斗りの後世小お成一辨の百姓手  
 掛ぬ場不もいり一概みらあしごき事なり後勘辨の

上取箇小見込百姓の雜儀小あしぬやう取斗ふ登一其外二毛  
 作蚕糸木綿桑楮漆茶園等町場市場の賑ひある場所  
 津出一の遠近号委一考へ合せ百姓甘にあるおハ意  
 取箇小見込むべ一是ハ定免小おざら後檢見取の場も同  
 取小お江登一  
 一 いまご一白廻村もせげ地理の根子も辨へざるお江一七  
 定免小ハ中付取事あり各雜の場不ハ格別早損水損所多き  
 不ハ年束土地の根子委一く辨へされハ取箇の損失多一其誤ハ  
 早損水損不も定免年束十ヶ年の内各雜のと一五ヶ年  
 遠作の年又ヶ年と見込ヶ根の場不ハ各雜の年ハ格別の豊  
 作不て二ヶ年分も一交小納す一き程の年柄あても定免小



極る上ハ定りたる外一粒も余分ハ上納せば悉百姓の作徳  
 とあり遠作のそハ拾見取出吟味の上定免定法ニホ以上  
 の損毛年ハ引方勿論あり猶る時ハ宜一き年柄ハ吾筋小百姓の  
 徳分とあり遠作の年ハ取箇減ト百姓の損毛亦く百姓のみ  
 色分の勝手柄早水損めて格段の損毛ある場柄柄ハ吾筋の  
 年ハ出来方至て宜一きものあり其見込亦く二三年或ハ又々年  
 の年季を限り定免を定むべし猶又支ある年一む年季  
 切之の甚ハ荒地起返一等の有無を終く吟味を又ハ  
 土地の柄子に悉ト吟味の上増免ヤ付る率もあるなり  
 一 定免年季中破免あきやう取斗ふべし猶まどもそ取斗ハ  
 方容易の勤めてハ取届ぐべし定 上の所恵み難る事

終末この上のとほ心して其 所大恩奉報義の義を授む  
 背く定免通の所年貢年々滞なく相納破免等あき  
 取出情の以外ハ等々と常々中教百姓一統一途小農  
 業出情の甚ハ取斗ふ事あり定其取人の心底よ  
 上の所恵難る事朝暮忘布せば其手茶の減むより中  
 教へざれば百姓取斗せば借何程実意出さず中教るとも中  
 十度や二十度中中けてハ使さず取届るに常任座臥百姓の類  
 を見る度毎小妻一教れば年月を経る内ハ自然と来まで  
 取届るのなり右の通り色由取中教へ百姓一統心して  
 農業出情相務ても年柄により格段の不保めて衣食等も  
 差支無き非取斗取寄中立てるときハ吟味の上破免も中



付る事あり兼て平常の暮一方便約に付豊年の余  
 分をかこひ盡て不作を請ふる年の助と一衣服ハ村役人ハ  
 勿論平百姓の妻子小至るまで本綿を用ひ縮納於本綿  
 少くも流し手ある漂物着用を禁ト朝夕の衣食等も廻  
 村の交毎小百姓家へ立入見届届一着少くも不相違ハ  
 食物ハ是者ありハ以後用ひざる極急度ハ一穀一且  
 衆作器物等小いするまで有米の外新規の品相調ハ  
 親類縁者其外姪取聲取仏事祭禮惣々吉山等ハ皆  
 出會いしは首ハ兩小五合の兩を用ひ一汁一菜の外百姓  
 不相應の料理ハさば儉約ハさば儉約ハさば儉約ハさば儉約  
 定め並歳友とも亦く手堅く中流以て死ハ當時も忘非致

さば茶事費へ亦く聊も毎登の入用かけざる中ハ小成  
 以バ自然と村立も往々成り年貢不納等なきをのたり  
 是等ハ定免場ハ限らば檢見場とも同格の事なり  
 一 常々農業出情ハさば法事儉約を用ふれども天災あて格  
 別ハ不作あれば檢見の上三分以上の損毛ハ其分引方を以て  
 檢見ども巨細小吟味を請ふときハ三分以上の損毛先ハ少く百姓  
 見込あては分或ハ五分の損毛中五るとも坪刈初寄の上までハ  
 多分五分小届くと掃あり一村惣初寄五分小届ると損毛ハ定  
 免の通年貢中付屋一玄ながく百姓協々の小届あてハ損毛  
 多少の不同あり其許ハ同ト耕地の内あり仕合よきハ損毛  
 かく又不仕合あるハ五分或ハ六分小届くと損毛もあり是等ハ



中々年貢ふも引是ら後居高り支食ふも後支ゆる程乃  
 ありあり丈ととも一村の惣額合少く三分に届らば損毛ハ引方  
 巻込べきやうもあしさればとて百姓の難儀も厭とて定免  
 通り中付るハ利屈面少く相商の取箇小あらば格の年柄も  
 有るも多兼て豊作の時圍額を最重小中付並凶年の最  
 難儀の者を救ひ年貢も破免せば百姓も痛まぬやう  
 又丈ある處一

一 平均合を見て破免を知るハ損毛三分以上より破免小立定  
 上田ハ上田の商合へ七分減じて今年坪州合と引合對格すれば  
 破免して引方立あり坪州合毛の方多ければ三分以下の損毛  
 小て引方あり定免の通り取立るなり是ハ破免額の最檢見先

少て用ふる事あり

一 たとへば商合九合今年坪州合又合に白あれば五合は白を商合  
 九合めて割六分とあると一の内より引減は分を今年の損毛  
 と引割は分の引方を至

○ 厘付の事

一 厘付といふも免といふも同トあて高き石の取米あり然色  
 ども厘付ハ粉摺より起りて免とハ意味遠ふなり 但一免の役は  
 總ハ高き石を付き斗取を二ツ或斗取を二ツといふ厘付ハ石高の  
 高初小ハ赤き事あり粉納止て米小摺て納しより年の豊  
 凶小依て粉摺の増減出来つひに厘付とありて取箇の長急を  
 見合を通法と成りり言あきく取米を割幾ツ幾分幾



一 厘と極で厘まで用ひしゆ多厘付といふ又何れよりう幾厘幾毛と毛まで用ふるやうに成て取箇を極む石言(幾い幾い幾厘幾毛と毛まで用ふるやうに成て取箇の損益おろろは依て毛まで用ふるなり)

一 上方の取箇ハ厘取箇東の取箇ハ反取あり上方ハ言を主と一岡東ハ反別を主と依て厘取と反取と別きたるものなりむ私領ハ上方筋めて反取岡東めて厘取の中も稀にあり

○越石英小作等の事

一 知取を請取る者不足十石内のかハ裁石少く取取なりたとバ知取ハ百石の者一村言は百九拾又石の地を交取ハ不足とバ不足ハ小言めて田畑英百姓を分け分々に成る

依て隣村言の内めて又石交取先を越石といハ越石ハ物成斗り反取諸掛りもの人足取等うけは知取の内を分り地取より取箇付る事も成がとく言取割合もあらは奉員斗り越石村並の取箇めて交取ありまゆ多十石以上の裁石ハ稀あり二十石二十石の不足ハ言地取百姓とも小引分け分るやうに交取なり成るべくハ裁石にありぬやう小割合して割後以事あり出作といハ高村の百姓化村の田地を持化村へ出さ耕化いさまをいハ化村めて是を入作百姓といハ入作と唱るハ小作乃事なり

一 持派といハたとバ言百石の村あり又十石二給へ分る時ハ三十石も持ふる百姓を二人一給へ渡せば内を人ハ十石の余計



あり其の十石割一給へ返り高あり先を持係といふ

一 小作といふ不持の田畑を居村又ハ化村の百姓へ預け作らせ

年貢の外に自分徒米をかへ返るをいふ但し年貢後

とも小作人方にて勅外余米何程と極地主交えあるひハ

年貢諸役とも地主方より勅る對候もあり

一 庄小作といふ田畑質に入庄小質地主年季中地主小作

いこまをいふ

一 別小作といふ田畑質小取地主小構を以令主方より他の

者へ小作いこまするをいふ

一 永小作といふ質地小あきとたり自分不持の田畑年季を

定めば数年小作いこまするをいふ地主筋あく地面取戻し

外之の者へ作らする事なり也若し小作米滞り

候うといふは或ハ格別不持の筋もあつた地面取戻

候し右右田地小作人方より質入いこま又ハ別人へ小

作小渡りするあつた當時の永小作年季ハ六十ヶ年を限

あり

一 名田小作といふ質地小あきとあり田畑多く不持の者手

作小余り小百姓小作らせ色をいふ但し二拾ヶ年以上作らせ

並しきハ永小作又准候

一 家守小作といふ小作言多くしづ地至世流り届る子世流

人を立入附の世話いこませ給分小作地の肉何反歩と

極め家守給小作らせ年貢諸役等ハ地主の方より勅るをいふ



一 入小作といふハ此村の百姓小其村の田畑を小作いふとすするをいふ但一土地の語より小作のて成下作入作交作新作採と唱ふ何れも同ト云とあり

○ 年季賣の事

一 年季賣といふハ田畑とも作徳の上りを考へ年季を定め専利定めて金子を借交金主方へ地所を貸し金主方にて右田地を手作又ハ小作ありとも勝手次第いふこと其作徳を利分と一 年季賣たるるとき元金を交は田地を地主へ戻すをいふます本物返しともいふなり

一 田畑永代賣後以て此を百姓が督み放さ有徳ある百姓次第小田畑を買入小百姓は年々に衰へ後ハ一村の田地一五人

めて取持いし又一他村百姓のものとなることを憐み給ひ寛永年中永代賣厳重小津制禁とありしより以降農民次第小繁昌一累代永続の安堵をなせり是即之ハ 津仁政乃 津島之減小難事ありはや

○ 畑田成田成石盛成の事

一 畑方の場用水掛ありハ編作仕付試鉢田ハ放産さ地所ありハ田成に中付べし田と畑と石盛遠くむ上畑より田成ハ上田の石盛を付中下とも其位を付せ石盛遠くハ分出言以て村言を借以畑田成石盛言ふ記一 年貢諸役も増減率ありむ田成の地味極別者上畑成めても上田の位付かけは上畑の石盛めて取産率もあり取箇ハ先檢



見取はいつく一惣村定免あれば逆く定過よ加ふ處一  
 又用水を潤澤あぐ余ある年ハ編作を仕付早魁  
 年ハ畑作を仕付始終田不成ぐき場下田の石盛は  
 さは畑言ふいつく一並毛田と名付編作仕付する年ハ出  
 来方お渡の米込に中付登一又田清の場不用水ふく  
 畑作仕付する分是す一因枯なり煙草本綿或ハ尻茄子  
 大根豊菜等作るを雜事畑と唱ふ孰も勝子作なり  
 畑田不作るとも畑言へ並は定免村ハ田方定免通り  
 の取箇お納捨見取ハ田の上毛並に合付いきは定法お  
 りむ早損場あぐ一向用水をくする年是非なく粟稗  
 黍蕎麦等仕付るは勝子作にあぐは是ハ尚毛畑と名

付作毛お渡の取箇中付登一孫始純用水をく田畑成よ  
 形ハ立る時ハ吟味の上上田ハ上畑の石盛小並すべ一まこ  
 下畑下と畑杯を登成小形ハとき登登の石盛小並一出言  
 小す登一併動登登登疎等はと相乳縦疎りあぐとも  
 四壁引も立由急捨地は後の登登成ハ成ぐき率小付其  
 心はある登一但畑田成出言ハ畑ハ上畑又反歩石盛十  
 くて言又石の田と成上田十又の盛あぐ又反歩の言と石又斗  
 あ成依て上畑より上田ハ武石又斗言増あり村言の外に言  
 武石又斗畑田成出言と記は又石冑出石ともハ年貢言級  
 とも村並小登るまの田より畑小あ是ハ武石又斗言減る依て村  
 言の内法引物のあぐ言武石又斗田畑成石盛遠引と



記は又石引ともいふ事貫弁改ハ言小を言及ハ引率  
あり

一 田方用水をりあしくあり細小懸せり最上方八田畑とも米  
穀也る取箇減するまでめて六ヶ敷率ふ一岡東ハ畑方永取  
あ付たと田方用水あく細小いとはとも米取小いささい格別  
永取ふいささいがさき率なり

○村方分々の事

一 たとバ言又百み拾石

何村

二百三拾石

甲家知行

内 貳百貳拾石

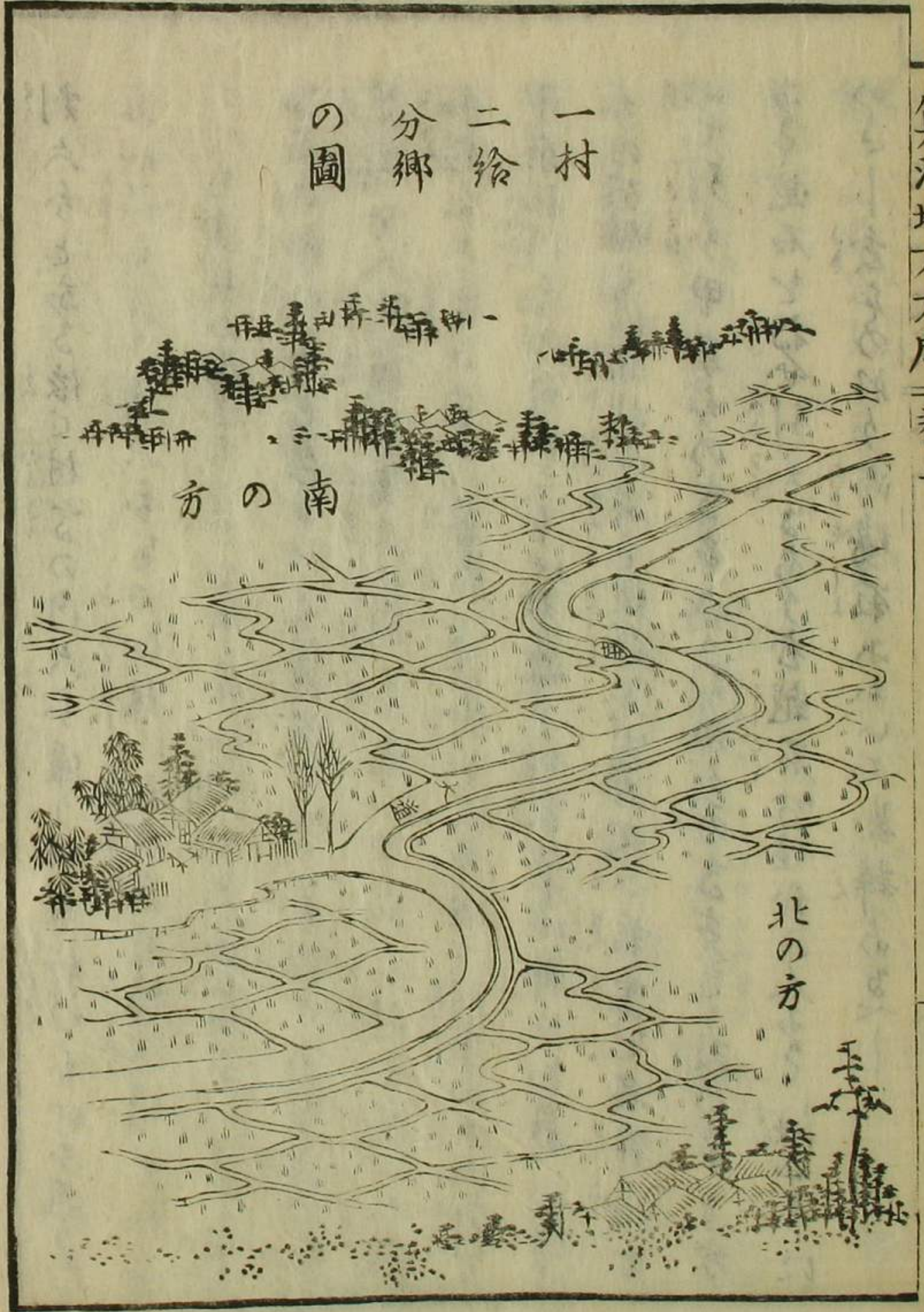
乙家知行

此分中ハ村言又百み拾石を以て甲家知行言二百三拾石を

割六分とある依て村言の内六分通り甲家知行分は分通り乙  
家知行分あり諸六分を田畑林小物成見取場秣場等外何  
あても其村小ある取へて甲家知行分とあるは分を是る時ハ  
乙家の知行分とあるたとバ花園の如く家敷六十軒の村あれば  
花園を八大道を南北小引分南ハ甲家知行分北ハ乙家  
知行分と定るときハ家敷六十軒を六分通り引分二十六軒を  
甲家知行分の百姓と一は分通り引分二十軒を乙家知行  
分の百姓と一南北各名之継段を定め又小茶言を名寄帳を  
以て引分甲家分の言多きハ乙家分の言多きハ改め多き方  
あり越石を指せ引分ありむ越石百姓貳二人あり一は中りに  
いさ一交そのなり尚場取小おいて勘辨あるべし



一村二分郷の圖



○ 麦食種貸の事

一 麦食種貸ハ常例の事にあつて凶年ハ不作の振子と吟味  
して村守及び人別ハ意ト貸渡せあり但通例の年由作方  
の振子と付番し夏中より七月中ハ豊凶乃振子大概  
見ゆるものあり若遠作と見込たるとは農民の食を儉約させ  
定養菁と種をふくし麦より中一早く出来たり麦ハ取續く  
時の助と成あり且凶年麦食の助とあるハ荒増たの如し

- 高陸
- 蕎麦苗
- 麦門冬
- 山蘿蔔
- 蕪菁
- 黄豆苗
- 苧根
- 地参
- 夏枯草
- 紅豆苗
- 菖蒲
- 車輪菜
- 金盞花
- 百合
- 老鴉蒜
- 雀麦



燕麥

蒲筍

蘆菜

茅芽根

桔樓根

菊花

金銀花

艾荀

木槿樹

白楊樹

榛子樹

柏樹

榭實

槐樹芽

楮樹

柘樹

榆錢樹

松實

竹米

右の如く予のまご嘗びといひて食し之を害あきと古書に載

るゆゑ爰小舉る以外中も尚多うるべし其道に委しき人よ

尋産

○田畑歩踏并物成言を物勘定の事

縦式拾又尺八寸横拾八尺の田あり此歩数何程と同

○答曰百又拾又歩

法曰縦式拾又尺八寸を並端尺七寸八寸と同法六尺を割式拾又

尺三分となる是へ横拾八尺を歩数とす

但縦横とも端尺八尺入の尺兼く六尺を割切るやう小付並

定法あり歩数八歩より内八拾る是又定法あり

田歩數千三百又拾式歩以別何程と同

答曰別曰及又畝二歩

法曰歩數千三百又拾式歩を並畝法之より割以下九歩反別曰及

五畝二歩と成此端式歩へ歩數一端歩を三歩とす

但一端式歩あるは歩數一七二歩と一端歩あるは拾るあり

於て端歩八畝法之より割切る積小付並定法あり

上田壹町二反八畝拾八歩及取米六斗ありて以取米何程と同

算法地本水局



答取米八石二斗五升六合

法曰吉町之反八畝拾八歩を並擋拾八歩を畝法之少て割吉町之反八畝六分とある是へ反取米六斗を答取米と凡

関東烟永三拾貫貳百文貳石六斗代少く取米何程と同

答取米七拾石六斗

法曰烟永三拾貫貳百文を並口ッ小割取米と凡

但一貳石六斗ををたるも口ッ小割くも同敷あり依て貳石六斗代ハ口を定法と凡

烟永貳貫八百貳拾石文以言何程と同

答言貳拾九石五斗貳升六合

法曰烟永貳貫八百貳拾石文を並口をを言と凡

但一烟永を言小割と凡口ッ小割代の定法あり

言二百石拾石免三ツ六分取米何程と同

答取米百九拾貳石六斗

法曰言二百石拾石を並免三ツ六分を答取米と凡

言二百石拾石取米百貳拾七石五斗免何程と同

答免三ツ六分三厘五毛

法曰取米百貳拾七石五斗を並言二百石拾石を以て割免と凡

但一厘付ハ毛位まで用ふ毛位以下口拾て口切上て毫毛とする定法あり

奉途米貳百八拾石六斗五升何程と同

答斗五貳百九拾六石



法曰市途米貳百八拾石を並三七をを二ふして割斗立と凡

但一斗又升入壹俵小付延米貳升を加へ二斗七升入の定法あり

言七百三拾石は市途米貳百八拾石を並三七をを二ふして割斗立と凡

市途米貳百八拾石を並三七をを二ふして割斗立と凡

六尺給米壹石四斗六升

市途馬宿入用米四斗八升八合

法曰言七百三拾石を二の割市途米貳百八拾石と凡又言七百三拾石へ

二をを六尺給米と凡中言七百三拾石へ六をを市途馬宿入用

米と凡

但一國東ハ言百石小付市途米貳百八拾石と凡又言七百三拾石へ

市途馬宿入用米六升の定法あり

國東納米千石百俵は米何程と同

市途米拾石

法曰納米千石百俵を並壹俵の形を升の位とて上の形へ并へて米

拾石と凡

但一國東ハ二斗又升入壹俵小付は米壹升の定法あり

市途米貳百八拾石は米何程と同

市途米百石

法曰市途米貳百八拾石を並三七をを二ふして割斗立と凡

但一市途米貳百八拾石は米何程と同又言七百三拾石へ

市途米貳百八拾石は米何程と同

市途米貳百八拾石は米何程と同



答曰米六拾六石

法曰本途米貳百石を並二を是に米と凡  
但上方の本途米を石小付に米三升の定法あり

上方言貳百七拾八石二斗六升合は計籾入用何程と同

答計籾入用銀二百八拾六匁七分五厘

法曰言貳百七拾八石二斗六升合を並一五を計籾入  
用と凡

但上方の言百石小付計籾入用銀十匁五厘をりの定法あり  
初て端銀八厘まで用五厘以下は拾五の切上て五厘と凡

一箇の村あり上田貳町三反五畝歩石盛十五 中田拾貳町貳反三  
畝拾六歩石盛十三 下田二町四反貳畝廿七歩石盛十一各分米及

村言何程と同

答

石盛十五 上田貳町三反五畝歩 以分米三拾五石貳斗六升

石盛十二 中田拾貳町貳反三畝拾六歩 以分米百九拾八石。又升五合

石盛十一 下田二町四反貳畝廿七歩 以分米三拾七石六斗九升七合

各分米合貳百七拾七石。貳合 村言

法曰上田反別貳町三反五畝歩を並上田石盛十五を並上田分米と凡

中田反別拾貳町貳反三畝拾六歩 但端歩を畝法二  
めて割又分と凡後倣之を並中田石盛十

三を並中田分米と凡下田反別二町四反貳畝廿七歩を並下田

石盛十一を並下田分米と凡各分米合て村言と凡

米貢米百貳拾石を河原場と十四里運送以五里小付五拾匁



貸十六文は貸銭何種と同

答拾八費文

法曰道法十四里の内定法五里引掛り九里へ去里を結の貸銭十六文を又結數百貳拾貳を百文以上九分六分七割運送賃銭と云

但し居村より道法五里ハ村役あり運送する定法あり

石盛十二免四の田あり又公又民五分揃めて尚合何種と同

答尚合六合は白

法曰石盛十二を並免四を定法七十五分して割尚合と云但し反法三百又公の法五分を又揃五分を七十五を以る是を又公又民五分揃の定法と云

○普請心得の事

一堤川除其外とも普請和村役人考に見廻り念入小破の分ハ村方にて取猪大破の場和村方修慶小及がさきハ早速申立べきやう其村并組合村へ申渡りべしおろく普請ハ入用言少ハ揃とも極分丈丈小中付べし入用を願ひ僅の減り小拘り尚座籍不仕立並出水の時保りひなく流失せると此ハ田畑も括り領之次第の換亡而已ありは洪水の甚ハ民衆ハ勿論人馬等も流失し百姓の歎少くは奔り不蓋なり能く工支勘辨ある處き事あり

一川除ハ上々里下々里程の間を分付べし其取の勝手よき極小普請のしほときハ川上川下の田畑へ障り成事あり蓋り蓋り水



の深さ其何年跡の出水ハ何方まで其湛へ何日雨降一其ハ  
 何時迄出水一降止る何日何水何流一其流るに應ふ一其  
 石川ハ水落早一泥砂川ハ水落遅く次第に増水法く田畑の  
 内へ湛へ其押にあるものあり泥砂利川堤切而ハ大水の石堤  
 九合或ハ其蓋の満水の浅多又ハ馬踏低き所より越水多  
 押切をのあり其根の石れ手亦も兼て用意有る一且川下より  
 湛へ其田畑の横ト少く堤切而よりの所ハ水ハ横ト其多  
 一旦切而と成てハ其流るに普流の流と此ども供水の節其所  
 より鬼角被換いよ此のあり隨分念入る一  
 一用水小舟ある川筋にある山林伐木いよ此ハ勘辨あるべき事  
 あり伐木いよ此時ハ夏小舟り水不足する事あり其状ハ冬迄の

るる場も夕迄なく第一夕迄なくてハ田畑のためあり一又山林  
 小舟木多きと此ハ大雨の石土砂押出川床多くありて用  
 水の量より流るかを往々考究して伐木す

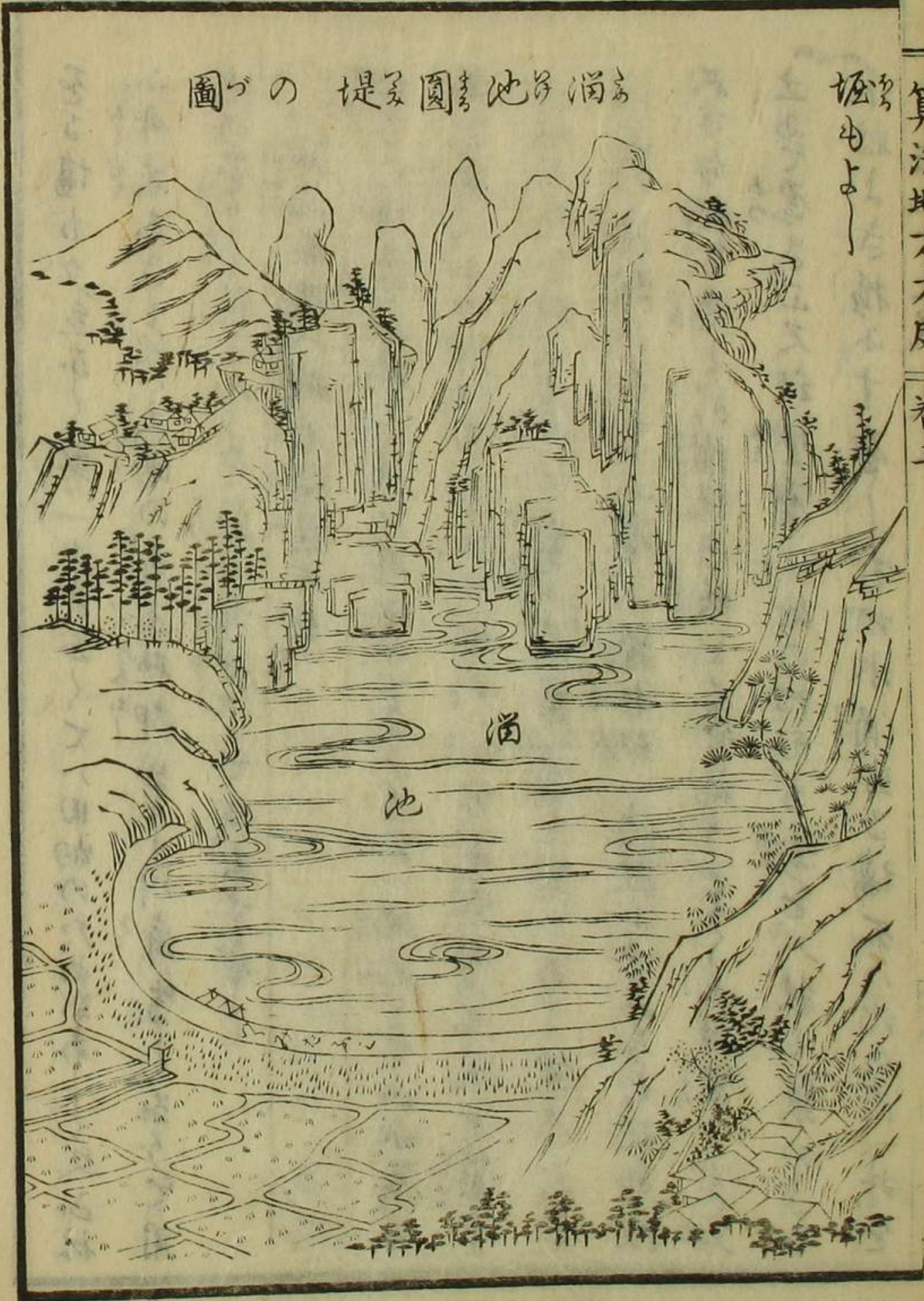
○溜池每尺八搦目論見の事

一 地言の場めて田地へ川水を用い小舟をさき下ハ溜池とて山水落る  
 雨を考へ山の形にあてがひ三方或ハ二方を方又ハ九堤を築く  
 山水の流を待て田地を養ふ其築さや品くあり堤乃大小  
 溜池乃廣狭小大とが有る一堤勾配ハ内法七寸五分勾配外法  
 五分勾配を考へ其諸堤内版をせ補りてよく土性宜くき  
 土めて厚さ三尺絶塗層一他の地形も念を入れ築めよめ  
 水持よき扱ふす層一其地水漏出する場下ハ池の内へ井と



堀もよ

酒池他圓堤の圖



一 堀池等於て土取  
人員ハ是様ニ付

道法寺町ハ三人 内 武人ハ土持主とも  
寺人ハ兼あり

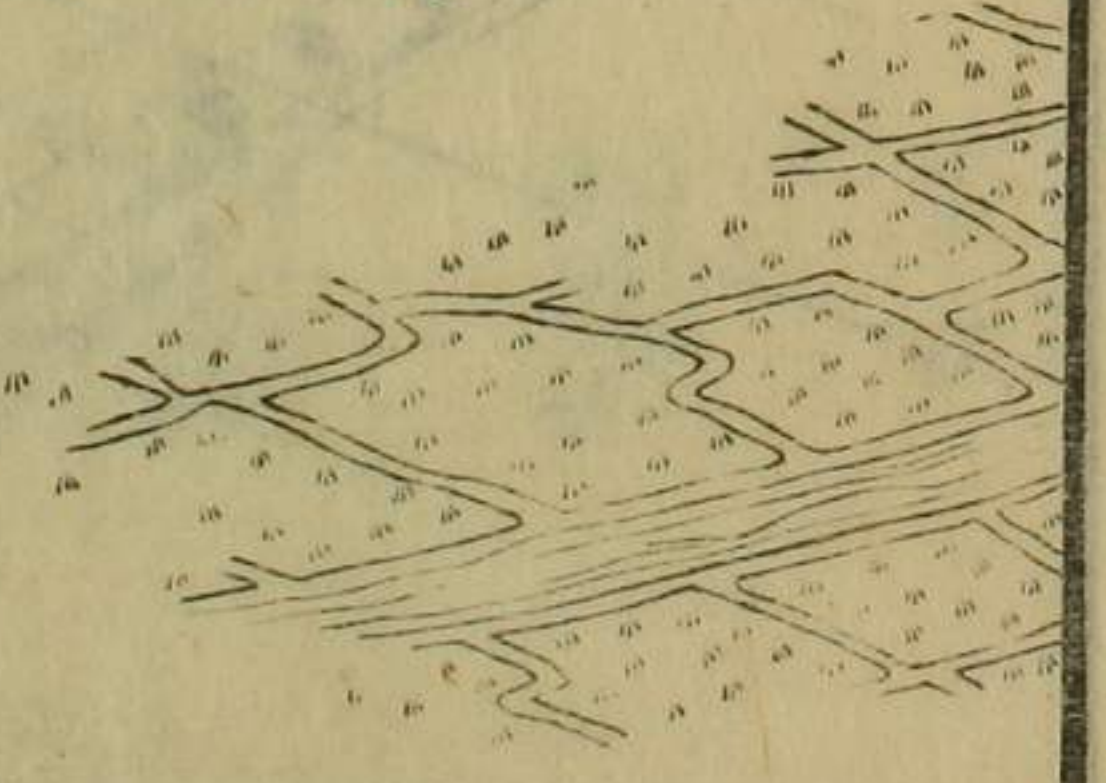
日 寺町半八口人 日 武町ハ八人

日 武町半八六人 日 三町ハ七人

日 三町半八八人 日 四町ハ九人

日 四町半八十人 日 五町ハ十一人

但一寺坪亦付於て取取ハ寺人ノ定出持ハ寺町亦武人宛ノ定  
積を以て道法遠近ハ准トて人員是を積る也  
一 酒池ハ尺八桶を伏て用水を引あり尺八桶埋桶伏方ノ圖  
算積りうさたの如し





一 大とへば埋植長尺

新規

内法八寸四方

尺八植長式留字

内法埋植とわ物ト

以板坪四坪九合七勺之戈

内

壹坪九合七勺之戈後甲蓋板坪

壹坪三合二勺之戈兩側板坪

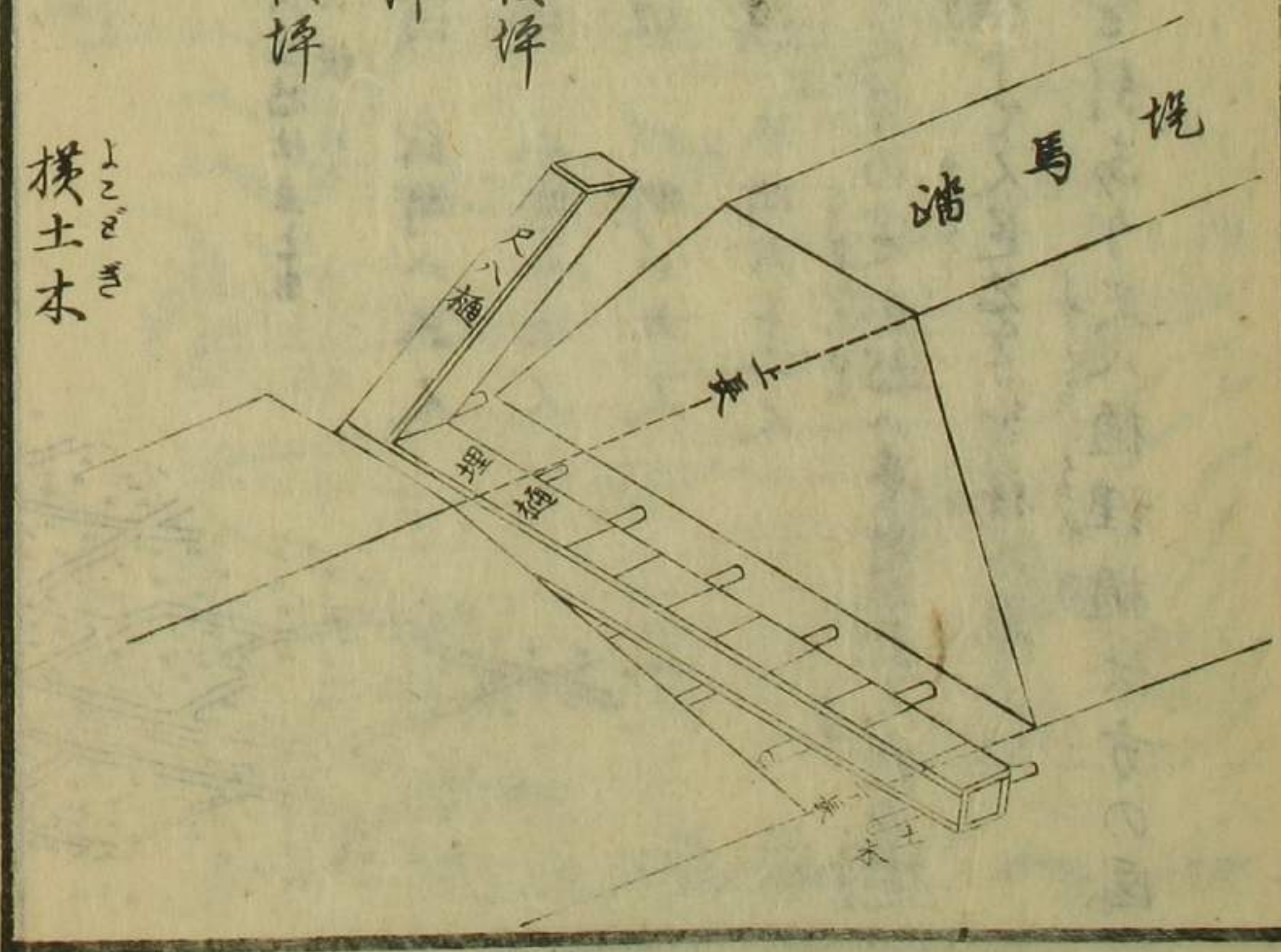
壹坪六合六勺七戈尺八植板坪

右入用

松木六本

長三尺  
末は八寸

横土本



尺六分三厘  
同板三枚

長五丈六寸  
厚二寸

表板

尺八分八厘  
同板六枚

是ハ布板三枚  
継分但一継手六寸

兩側板

尺六分  
同板貳拾四枚

是ハ片例三枚  
每例分継手を尺

甲蓋板

尺五寸三分  
同板壹枚

長五尺貳寸  
厚貳寸五分

布甲蓋

尺五寸  
同板四枚

是ハ池の方甲蓋  
埋植へ仕込

尺八板

同本壹本

長五丈六寸  
厚二寸

右栓木



是八又口伐

松木貳本

長三留  
末口六寸

弓井柱

是八貳本立

同木壹本

長六尺  
末口八寸

蓋木

同木貳本

長三留  
末口七寸

五側杉木

是八貳通り分是木一仕込

同木貳本

長貳留寸  
末口六寸

扣木

是八弓井柱每扣木帯入

同木貳本

長七尺  
末口貳寸五分

扣木

是八三口伐六本ありてかせ留杭小打但一杉木貳ヶ下分

四寸皆打釘九拾壹本

但一杉木小付  
鉄目拾貳本

此鉄目壹費三百六拾又

内

拾八本

資枓より土木へ打但一土木壹本一打本打六本分

貳拾四本

側板より資板へ継打壹枚小打口本打六枚分

口拾本

尺八板壹枚一打拾本打口本分

九本

尺八より五側へ打打每資板とも打釘

尺寸皆打釘又拾八本

但一杉木小付  
鉄目拾貳本

此鉄目壹費四百拾目

内

口拾八本甲蓋壹枚小打貳本打貳拾口本分

拾本

布甲蓋壹枚一打釘



狹目合式費八百拾又  
大工拾又人

是ハ板を坪小二人を口坪九合七勺二又分  
人足式拾人

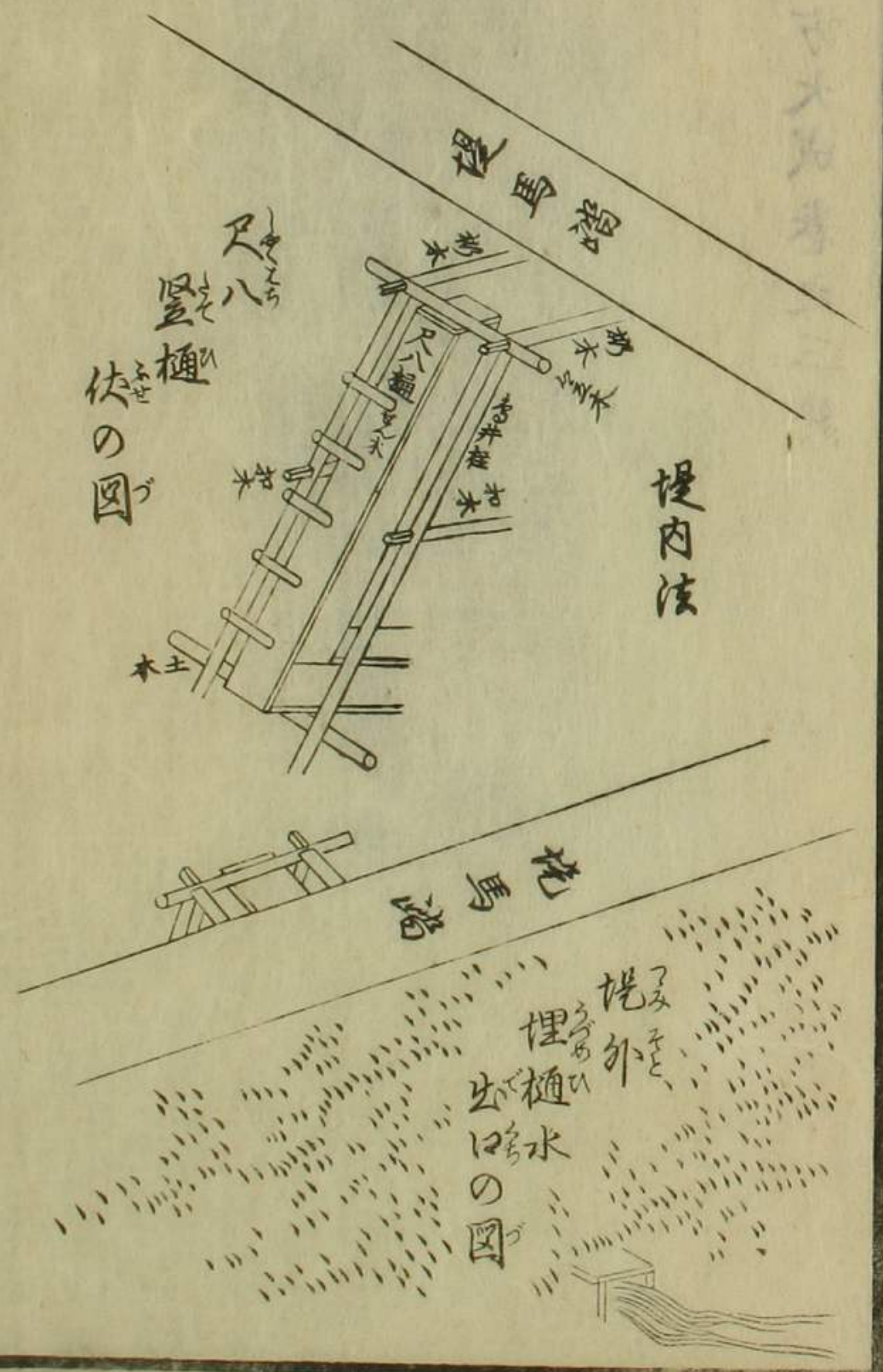
是ハ大工手傳多井柱震込一式仕立  
右埋植伏所 平均長三間 横三又

内式坪 植長六尺 横三尺寸 分引

外式拾坪又合 人足又拾又人式分

是ハ是ノ土取手寫ともを坪式人又分を式拾坪又合分

右尺八寸依仕上之圖  
の立埋植



於て大ハ植大橋ハ板を坪小付大工口人をり手傳人足三人をり  
小植小板橋ハ板を坪小付大工三人手傳人足式人をりの積りむ



樋堀埋橋掛人は別段あり

算法地方大成卷之三終

